

時局日誌 (六十九回)

Y
H
生

六月五日

綿織物最高販賣價格指定昭和十七年三月
告示第二八八號中改正 (商工省告示第四
九七號) 額縁最高販賣價格指定 (商工省
告示第四九八號) 公布

天皇陛下には故山本五十六元帥の赫々たる武功を思召され國葬前日の四日には靈前に勅御を御差遣、優渥なる詔を賜うて厚く弔せしめられたのであるが、國を擧げて喪を服し英魂永久に神鎮まる國葬當日の五日、日比谷葬場へ勅使を差遣はされて靈前に玉串を供せしめられ、この日長くも陛下には廢朝あらせられて終日御政務室に出御あそばされず、御奥に

て御軫悼殊のほか深き御一日を過ぎせられたと承る。

山本提督の戦死、アツツの玉碎突撃、そしてつひに山本五十六元帥を送葬する國葬の日が來た、葬場には長くも勅使をらびに御使の御差遣、各官殿下の御拜禮、御代拜を仰ぎ、參列の高位顯官をはじめ國を擧げての哀悼と痛憤の中に潜流する熾烈なるもの、雄勁なるものよ、九年前に東郷元帥を送つた同じ六月五日「元帥海軍大將正三位大勳位功一級山本五十六慕のしるべは、死してなほわれらともにある太平洋の守護神は、いま山口、加來兩提督とアツツの勇士たちと、何を語

りたまふか、葬列の沿道を湧いた切々たる嗚咽は、英魂の誠忠にこたへ續く一念の表現だつた。定めぬ國民遙拜の時刻、陸道に、鎧鐵爐の前に、ひとと捧げた祈念は、そのまゝ無言の民族宣言だつた、柩前祭の儀、靈車發引の儀、葬場の儀、墓所の儀いづれもひとへに古式に則つて進められ、たゞかひを失す何の強調も格別の異例もなかつたが、一億の心衷は唯一つの猛き思ひに沸り結ばれて祖國の新しいいのちを感じた、われは期して忘れじ、決戦下のこの國葬。

南支方面 警備地區周邊の掃蕩四月中
綜合戦果左のごとし

交戦回数二千百十八、交戦兵力三十五萬一千、重慶軍戦死者二萬一千五百、俘虜および歸順七千二百五十、主要鹵獲品（括弧内は同彈藥）野山砲および迫撃砲百八十八（六千百）、重機四四百三十二（八萬七千九百）、各種小銃二千二百十三（七十七萬二千九百）、拳銃千四百六十六（六千二百）、手榴彈四萬、馬四八百五十四、その他通信器材、地雷、火藥被服等多數。

宮内省告示第七號

本日勅一等德彦王殿下ノ清願ヲ允サレ龍田ノ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セラル。

昭和十八年六月七日 宮内大臣

大本營發表表

帝國海軍航空部隊は六月五日シヨートランド島に來襲せる敵機群を邀撃、其の二十機を撃墜、五機を撃破せり、我方未歸還三機。

陸軍省發表表

第二次長沙作戦において

武功拔群なりし糸日谷歩兵部隊同配屬部隊に對し義に軍司令官より感狀を授與せられしが今般長くも上聞に達せられたり英國保健省は開戦以來獨逸軍の爆撃により三百萬以上の家屋が破壊され、うち百五十萬は完全に破壊し盡された旨七日發表した。

六月八日

大本營發表

一、今次江南作戦に於いて地上部隊に協力中なる支那方面帝國陸軍航空部隊は六月六日迄に敵飛行機に對し次の損害を興へたり。

- 一、撃墜十七機、地上に於いて炎上二十二機、同期間に於ける我方の損害自爆四機なり。

二、緬甸方面帝國陸軍航空部隊は引續き東部印度に對する進攻作戦實施中に於て五月一日より六月五日迄に敵飛行機に與へたる損害次の如し。

撃墜六十三機、地上に於いて撃破又

は炎上四十機、同期間に於ける我方の損害自爆又は未だ歸還せざるもの九機、大破二十四機なり。

米海軍省八日發表 米軍戦闘機は七日ルツセル島上空において日本機と交戦、わが方は七機を失つた。▲ブエノスアイレス八日發同盟「ワシントン來電」米海軍省は八日發報をもつて次の通り發表した。六月七日早朝有力な日本軍航空部隊はルツセル島の米軍陣地に來襲し米軍戦闘機隊と空中戦をなしたが右戦闘において米軍は七機を喪失した。

河南省におけるわが精銳部隊の五月中の綜合戦果左の如し。

- △交戦回数一一一△交戦敵兵力四八、五七五△敵遺棄死體六五三△捕虜三八三△鹵獲品重機五、輕機九、小銃二五八、同彈藥九、四九九、その他多數
- 獨軍當局は世界各戦域において日獨伊樞軸軍が五月中に反樞軸商船八十五萬一千トン撃沈した旨發表した。即ち△日

本軍—三十三萬三千トン△獨軍—四十三萬トン△伊軍—八萬八千トン

日本證券取引所の總裁副總裁二名は政府の任命によるが總裁は井坂孝氏、副總裁は副島千八氏原邦造氏に決定した。

六月九日

大本營發表 帝國海軍航空部隊は六月七日戦闘機の大編隊を以てルツセル島上空に進撃、敵機群と激烈なる空戦を交へ其四十九機を撃墜せり、我方未歸還六機
總統大本營九日正午發表 クバン地區における赤軍は、過去十四日間に歩兵十三ヶ師團、歩兵三ヶ旅團、戰車六集團からなる兵力をもつて強力なる空軍の掩護下に反撃を企圖したが獨軍はこれに大損害を與へて完全に撃退した、赤軍の損害は戰車及び飛行機のみでもそれ／＼百臺三百五十機に達してゐる。

獨空軍編隊はアゾフ海東海岸において赤軍上陸用舟艇四十七隻を撃沈した。
獨軍筋の言明によればドイツ空軍は六

時局日誌

月八日東部戰線における空中戦で再び大戦果を擧げ、ソ聯飛行機百四十一機を撃墜したといはれる、これに對しドイツ空軍は僅かに三機を喪失したのみである。

大本營發表 南太平洋方面帝國陸海軍航空部隊は地上火器に依り本年三月一日以降五月末日迄に敵飛行機に對し次の損害を與へたり。

撃墜二百四十九機 撃破三十二機

大元帥陛下には、南に北に大陸に熾烈なる航空撃滅戦が展開されつゝある決戦下、皇軍防空兵器のうへに深き大御心を寄せせ給ひ、十日午後御乗馬運動のみぎり宮城内舊本丸跡馬場および主馬寮廣場に出御、陸軍が科學、技術の粹を誇る電波による防空兵器、高射砲、高射機關砲等の新兵器を約一時間にわたつてつゞぎに天覽あらせられた。

國家の總力を戦力増強の一點に凝集すべき、現段階に對應し文部省ではかねて飛行機搭乗員その他の皇軍幹部養成と生産

増強に當らしむるための學徒動員計畫を確立すべく、陸軍、海軍、厚生、農林各省、企畫院等關係各官廳と連絡協議中であつたが、實施方法の細目を残したばかりはほど大綱に關する成案を得るにいたつた、よつて岡部文相は十日の官公私立大學長會議でその方針を明示したうへ大學側の忌憚のない意見を聴取したところ、全學團は今や擧げて何時なりとも蹶起すべき態勢と氣概に燃えてゐることが明かにされたので、文部省では速かに具體案を調整した上これが實施を期することになつた。

ドイツ軍筋の言明によればドイツ軍は三月中旬以降五月八日までの四次にわたるクバン橋頭堡の戦闘において赤軍戰車總計四百三十三臺を撃破した。

英國空軍省は爆撃機隊が十二日夜西部ドイツの工業都市ポフムを爆撃し其際二十四機を喪失した旨十三日公表した。
補防衛總參謀長 陸軍中將 佐野 忠義

補東京師團長

栗林 忠道

補善通寺師團長

坂口 靜夫

外立岩治陸軍中將は去る一月二十六日
ビルマ泰國境附近にて陣歿せり。

六月十二日

木船保険法施行令(勅令第四九二號)類
及細幅織物最高販賣價格指定昭和十七年
十月告示第一一五五號中改正(商工省告
示第五一四號)公布

大本營發表 帝國陸軍航空部隊は六月
十日衡陽飛行場を攻撃し敵飛行機六機を
撃墜、七機を炎上又は撃破せる外數機に
損傷を與へたり、我方の損害自爆一機。

海軍中將 山縣 正朝

補高雄警備府司令長官

蒙疆地區における〇〇部隊五月中の綜
合戦果次の通り

交戦回数八七、交戦兵力七、六〇一、
敵遺棄死體六六二、俘虜一〇九、主な
る鹵獲品、輕機一一、小銃一六三、自
勦短銃三、拳銃六、洋砲七、手榴彈四

七七、地雷一一七、軍馬八二その他多
數

パンテラリア島のイタリア軍は敵の猛
爆に對抗して寡兵よく最後まで敢闘した
が、マルタ島の半分にも足りない同島を
死守する僅か三千以内の樞軸軍に對し北
阿反樞軸軍司令官アイゼンハウアーは自
ら英艦巡オーロラに搭乘し英巡洋艦ニユ
ーファウンドランド、オライオン、ベネ
ロープ、ユーライアラスの四隻ならびに
驅逐艦ラフォリ、ジャークヴィス、タータ
ー、ニュービアン、トラプリツジ、ルツク
アウト、ロイヤル、ホアツドンの八隻を
從へ同島に對し大掛り極まる攻撃を展開
したに拘らず十二日の獨軍當局發表によ
れば敵は右上陸作戦に際し一萬三千トン
の輸送船一隻、上陸用舟艇十三隻、巡洋
艦三隻その他軍艦八隻を喪失、外に輸送
船六隻に損害を蒙つたといはれ、上陸作
戦の犠牲は少なからぬものがあつた模様で
ある。

十二日伊軍司令部はパンテラリア島の
伊守備軍が十一日遂に抵抗を停止した旨
發表した。

五月中旬行はれた第一回行政査察の結
果については七日の閣議において鈴木行
政査察使より東條首相に對し報告があつ
たが、右に基いて首相は十二日午前十一
時官中に參内して委曲奏上、種々御下問
に奉答して退下した、よつて鈴木査察使
は同日午後四時左の如き談話を發表、行
政査察によつて明かとなつた鐵鋼生産の
隘路を指摘し、決戦下その克服に官民協
力一致すべき旨を強調した。

六月十三日

米國空軍の四發爆撃機隊は二隊に分れ
十三日拂曉非常な高度を保つてドイツ北
岸に來襲したが、ドイツ防衛軍の激撃を
受け僅か一部がキール軍港並にプレーメ
ンの住宅地區に直撃ちに爆弾を投下した
だけで遁走した、ドイツ軍當局の言明に
よればドイツ軍は米軍の四發爆撃機十五

機を擊墜した。

六月十四日

損害保險國營再保險法施行令中改正（勅令第四九五號）公布

大本營發表 帝國海軍航空部隊は六月

十二日再度大學「ルツセル」島上空に殺到し敵數十機と交戦その三十三機を擊墜せり、我方の損害未歸還五機

六月十五日

國民服制式特例（勅令第四百九十九號）

工場法戰時特例（勅令第五百號）木船保

險法施行規則（逕信省令第七七號）佃煮、

煮物及煮豆最高販賣價格指定（農林省告示第三二一號）公布

詔書

朕帝國憲法第七條及議院法第五條ニ依リ

六月十六日ヲ以テ帝國議會ノ開會ヲ命ス

御名御璽

昭和十八年六月十五日 各國務大臣

○宮内省告示第九號

本月十六日帝國議會開院式ヲ行ハセラル

時局日誌

ル旨仰出サル

昭和十八年六月十五日 宮内大臣

苛烈なる決戦下必勝非常施策を確立すべき第八十二臨時議會の開院式は、けふ十六日貴族院議場において舉行されるが、

畏くも 天皇陛下には、同開院式場に親しく臨御あらせられる旨、十五日仰出された。

任海軍司政長官

蘭部 一郎

六月十六日

工場法戰時特例施行規則（厚生省令第一

八號）工場法施行規則中改正（厚生省令

第一九號）鑛夫就業扶助規則ノ特例ニ關

スル件（厚生省令第二一號）、布帛最高販

賣價格指定（商工省告示第五二三號）公布

國家の總力を擧げて米英擊滅の一點に

凝集する、第八十二臨時議會開院式は

天皇陛下の親臨を仰ぎ、十六日貴族院議

場において嚴かに舉行された、畏くも

陛下には優渥なる勅語を賜ひ、貴衆兩院

議員一同は有難き聖勅を拜して恐懼感

激、現下の重大時局に處する責務を痛感

するとともに聖旨を奉體して専心協贊の任を完うせんことを誓ひ奉つた。

勅語

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク

朕カ外征ノ師ハ萬難ヲ拜メテ隨處ニ勇戰奮闘愈々其ノ威武ヲ發揚セリ而シテ大東

亞ノ建設日ヲ逐ヒテ進ミ友邦トノ締盟ハ益々固キヲ加フ朕深ク之ヲ欣フ今ヤ時局

洵ニ重大ナリ宜シク億兆一心全力ヲ盡シテ敵國ノ非望ヲ破碎スヘシ朕ハ臣民ノ忠

誠勇武ニ信倚シ速ニ征戰ノ目的ヲ達成セムコトヲ期ス

朕ハ國務大臣ニ命シテ特ニ時局ニ關シ緊急ナル追加豫算案及法律案ヲ帝國議會ニ

提出セシム卿等克ク朕カ意ヲ體シ和衷審議以テ協贊ノ任ヲ竭サムコトヲ望ム

貴院勅語奉答文

貴族院副議長臣 佐佐木行忠

誠恐誠惶謹言

四七

御聖文武天皇陛下ニ上奏ス

爰ニ第八十二回帝國議會開院ノ盛典ヲ行ハセラルレ優渥ナル

勅語ヲ賜フ恭ク惟ルニ外征ノ皇師ハ萬難

ヲ拜シテ隨處ニ勇戰奮闘愈々其ノ威武ヲ

發揚セリ而シテ大東亞ノ建設日ヲ逐ヒテ

進ムヲ見ル寔ニ

陛下ノ威德ニ頼ルニ非ラスンハ焉ソ是ノ

如キヲ得ムヤ然リト雖モ今ヤ時局洵ニ重

大ナリ

陛下深ク軫念アラセラルレ億兆一心全力ヲ

盡シテ敵國ノ非望ヲ破碎シ速ニ征戰ノ目

的ヲ達成セムコトヲ宣ハセ給フ

聖慮ノ深遠ナル洵ニ感激ニ勝ヘス臣等謹

テ御旨ヲ奉體シ慎重審議協贊ノ任ヲ竭シ

以テ

皇猷ヲ贊襄セムコトヲ期ス臣行忠恐懼ノ

至ニ任ヘス謹テ奉答ス

兼議院勅語奉答文

恭シク惟ルニ
車駕親臨シテ茲ニ第八十二回帝國議會開

院ノ盛典ヲ舉ケサセラルレ優渥ナル 勅語

ヲ賜フ臣等感激ノ至ニ勝ヘス今ヤ皇軍勇

武每戰偉功ヲ奏シ大ニ國威ヲ中外ニ宣揚

ス是レ偏ニ

陛下ノ稜威ニ頼ラヌムハハラス臣等謹ミ

テ聖旨ヲ奉體シ時局洵ニ重大ナルニ鑑ミ

舉國一體愈々忠誠ヲ致シ全力ヲ盡シ速ニ

聖戰ノ目的ヲ達成スルニ努メムコトヲ誓

フ臣等慎重審議協贊ノ任ヲ完ウシ以テ上

陛下ノ隆恩ニ應ヘ奉リ下國民ノ委託ニ酬

イムコトヲ期ス兼議院議長岡田忠彥誠恐

誠謹謹ミテ奏ス

第八十二回帝國議會に政府より提出さ

れた豫算其の他法律案左の如し

一、道府縣會議員等の任期延長に關する

法律案

一、企業整備資金措置法案

一、朝鮮食糧管理特別會計法案

一、朝鮮における米穀の生産を確保する
ための補給金および企業の整備に要す
る經費の財源に充つるため公債發行に

關する法律案

一、臺灣における米穀の生産を確保する
ための補給金の財源に充つるため公債
發行に關する法律案

一、昭和十八年法律第九號(昭和十八年

度一般會計歲出の財源に充つる爲公債
發行に關する法律)中改正法律案

一、昭和十七年法律第二十三號(陸軍作

業會計法、陸軍航空工廠資金特別會計
法及海軍工廠資金會計法の臨時特例に

關する法律)中改正法律案

一、國民厚生金庫法中改正法律案

一、昭和十八年度歳入歳出總豫算追加案

(第一號)

一、昭和十八年度各特別會計歳入歳出豫

算追加案(特第一號)

一、豫算外國庫の負擔となるべき契約を

なすを要する件(追第一號)

帝國議會貴衆兩院に於て東條總理大臣

は施政演説を爲し新しき大東亞の建設な

くして東亞民族の福祉なしとの建前から

大東亞共榮圈内の諸邦のことに逐一觸るゝ所があつて日華關係に付ては根本的改訂を斷行し、比島に對しては本年中に獨立の榮譽を與へんことを明示し言々句々實に萬邦をして其の所を得せしめ兆民をして其の堵に安んぜしむる民族的眞心の滲み出づるの感あらしめた、次で陸相として各方面の戦況を述べ特にアツツ島に於ての山崎部隊のアリニューシヤンの孤島を死守して最後の關頭に立つの時傷病兵は自決し残れるもの皆生きて俘虜の恥かしめを受けざることを約し敢然最後の闘を闘つたと壯烈鬼神を泣かしむるの報告を爲し、島田海相も亦各海洋方面の多大なる戦果を述べて山本聯合艦隊司令長官の戦死につき「その搭乗機が敵と激烈なる戦闘を交し遂に機上に於て壯烈なる戦死を遂げられた勇猛敢闘の狀況を報告する所があつた。

貴族院に於ては陸海軍に對し左の感謝決議を可決した。

時局日誌

感謝決議

大東亞戰爭勃發以來帝國陸海軍は緊密なる連繫を保ち力戰奮闘到處に敵軍を破摧しその據點を覆滅し威武を中外に宣耀す而して大東亞共榮圈の建設亦着々その歩を進む筈に欣慶に堪へざるなり貴族院は茲にその偉功を頌し且つその雄健を祈るとともに邪寒酷暑を冒し遠征勇往護國の鬼と化したる幾多の英靈に對し深くその忠誠に感じ敬弔の微衷を表し併せて傷病將兵に對し厚く同情の悃誠を致す衆議院は本會議に、陸海將兵に對する感謝敬弔決議案を上程、内田信也氏趣旨辯明に當り滿場一致これを可決した。

決議

米英撃滅の聖戰起りてより茲に一年有半、忠誠勇武なる帝國陸海軍は前古未曾有の大戦果を收め、東亞の天地を制壓して皇威を四海に光耀す、今や戦局進展し敵の反攻熾烈なるに方り、我が陸海軍は陸に海に空に、勇戰奮闘、毎に敵を撃摧

し、帷幄の神護國土の鐵陣と相待ち相應して儼然必勝の態勢を確立す、是れ固より、御稜威の下、皇軍將兵至誠盡忠の武勳に依るものにして、全國民齊しく感謝感激措く能はざる所なり、皇國の隆替繫つて此の連續決戦に在るを念ひ、國を擧げて奮然興起敢闘の熱火に燃え、相結東して戦力の増強に邁進し以て天業の完遂に努めざるなし、衆議院は特に院議を以て帝國陸海軍の偉勳に對し、深く感謝の誠を致し併せて忠肝義膽鬼神を哭かしむる幾多崇高なる戦歿將兵の英靈に對し厚く敬弔の忱を表す

六月十七日

政府は現下食糧増産の緊要性にかんがみ肥料ならびに農機具の供給を絶対確保するとの建前より肥料、農機具生産を戰時行政特例による五大重點産業と同様に取扱ふ方針を決定、十七日豫算總會において小川委員長の代表質問に答へて鈴木企畫院總裁より政府決定の主旨を答辯し

た。

わが海軍航空部隊の敵船舶撃沈はさる
三月二十八日の第一回オロ灣攻撃以來フ
ロリダ島沖海戦 四月七日、第二次オロ
灣攻撃(四月十一日、モレスビー攻撃(四
月十二日)ミルン灣攻撃 四月十四日)
に五月五日から二十四日までの飛行機に
よる敵船舶撃沈の戦果を合すれば、三十
一隻であり、これに今回ルンガ沖航空戦
の新戦果を加ふる時は撃沈實に三十八
隻に達する、またこれらの屢次の敵船舶
攻撃に際してこれに伴ふ空中戦において
わが強襲の妨害に出た敵戦闘機は百八十
一機以上を撃墜せられ敵の護衛艦艇は巡
洋艦一隻、驅逐艦四隻を撃沈せられてゐ
る。

六月十八日

東京都官制(勅令第五〇四號 東京都書
記官ノ特別任用等ニ關スル件(勅令第五
〇八號 東京都制施行令(勅令第五〇九
號 勞務調整令中改正(勅令第五一三號)

賃金統制令中改正(勅令第五一四號)公布

大本營發表 帝國海軍航空部隊は六月
十六日戰爆連合の大編隊を以てガダルカ
ナル島ルンガ沖敵輸送船團を強襲せり。
本日迄に判明せる戦果左の如し。

輸送船 大型四隻 撃沈

同 中型二隻 撃沈

同 小型一隻 撃沈

同 大型一隻 中破

驅逐艦 一隻 撃沈

飛行機 三十二機以上撃墜

我方の損害 未歸還二十機

(註) 本戦闘をルンガ沖航空戦と呼稱す
十七日に政府提出案件全部を迅速に審
議可決して戦力増強を中心に必勝體制の
確立に建設的な協力の實を發揮した衆議
院では米英撃擯に燃ゆる一億國民の總蹶
起を促すため十八日午後一時七分開會の
本會議冒頭米英撃擯一億敢闘決議案(前
田米藏氏外議會役員八十名提出)を上程、
永井柳太郎氏起つて熱烈なる趣旨辯明を

なし、滿場一致これを可決、これに對し
東條首相起つて衆議院の決議案の趣旨に
は全然同感にして政府は今後ますます一
億國民と共に米英撃擯に邁進したい旨の
挨拶があつた。

米英撃擯一億敢闘決議

萬古不磨の 皇猷に遵由し八紘爲宇の
宏謀を具現して東亞に於ける米英多年の
侵略を拜除し十億の民生をして各々其の
所を得しめ進んで世界を國際正義の上に
再建し人類共榮の理想を達成するは實に
皇國の使命なり

斯の歴史的重大時期に際し帝國は其の
大東亞における地位と責任とに鑑み其の
總力を結集して戦争目的に邁進し同時に
益々獨伊を始め盟邦諸國との聯繫を緊密
にし東西相扶け相應ぐ以て曠古の大業を
完遂せざるべからず。

開戦以來皇軍烈々の戦績赫々の戦果は
史上未だ曾て其の比を見ざる所なり然れ
ども敵米英も亦漸く連敗の陣容を更め其

の生産力を頼み熾烈なる反攻を企圖し今や戦局正に苛烈なる連続決戦の様相を呈するに至れり吾等は終局の完勝を確信し此際各職域に於て一徳國民渾然一體勃々たる敢闘の大精神を發揚し速かに暴戾非道の敵米英を擧擯して大東亞共榮圈を確立し以て 淑慮を安んじ奉り戦歿將兵殉國の遺志を貫徹し其の忠魂に酬いむことを誓ふ。

右決議す。

大東亞戦争下當面せる決戦段階に對處して戦力増強を更に一段と推進せしむべき重要施策を粗上に第八十二臨時議會は決戦下に相應しい眞摯な審議を重ね十八日をもつて幕を閉ぢたので政府は成立をかた企業整備資金措置法案はじめ關係法律案、豫算案の公布施行を急ぎ、戦力の畫期的な増強を目的とする決戦新施策の速かなる遂行を期することとなつた。

六月十九日

東京都制施行規則（内務省令第五〇號）

時 局 日 誌

東京都吏員服務規律（内務省令第五一號）
地方税法施行規則中改正（内務省令第三號）
地方分與法施行規則中改正（内務大藏省令第四號）公布

インド總督リンスゴーに代りて印度派遣英軍司令官元帥ウエーヴェル印度總督にオーヒンレック將軍其の後任に夫々を交送した。

六月二十日

インド獨立運動の指導者チャンドラ・

ボース氏は獨逸亡命中であつたが突如日本に現はれ、各方面を歴訪し日本の強力なる支援のもとに東亞の一角より祖國印度の同胞に向つて印度人の印度を建設せよと咆哮し、活潑な獨立運動を展開することとなつた。ボース氏上健在なれ。

大政翼賛會では勤勞報國隊の整備、食糧の増産、支部組織強化の三運動を開始することとなつた。

大海洋筏は長百二十五米幅二十五米松の原木七千五百八十一本二萬石の巨體を

〇〇噸の曳船によつて留萌から東京まで八百哩を五日で航行し輸送力速力共に新記録をつくつた。

六月二十一日

鐵線亜鉛引鐵線及釘最高販賣價格指定昭和十六年九月告示第八一〇號中改正（商工省告示第五三二號）
警防團服、青年學校訓練服及學童服最高販賣價格指定昭和十七年十二月告示第一二八二號中改正（商工省告示第五三六號）公布

昭和十八年度歳入歳出總豫算追加ノ件（六二〇、〇〇四、五三〇圓）公布

陸軍大將伯爵・寺内 壽一

陸軍大將 杉山 元

海軍大將 永野 修身

元帥府ニ列セラレ特ニ元帥ノ稱號ヲ賜フ

海軍中將 南雲 忠一

補吳鎮守府司令長官

海軍中將 小松 輝久

補佐世保鎮守府司令長官

補水路部長 海軍中將 阿部 嘉輔

五一

獨軍當局は開戦以來本年五月三十一日

までに反樞軸飛行機總計一萬八千三百四

十六機を撃墜した旨二十一日發表した、

内一萬四千二百三十三機は獨軍により、

四千百十三機は伊軍による。

六月二十二日

支那派遣軍報道部二十二日發表

一、軍は江南撃滅作戰の目的を達し元寇

勢に復歸し追躡する敵の弱點に乗じ所要

の兵力をもつて反轉攻勢に出で、宜都南

方および東南方地區において中央直系二

個軍を撃滅し、引續き公安南方地區にお

いてさらに他の一個軍主力に甚大なる打

撃を與へたり、六月一日以後十日間にお

ける戦果左の如し。

1、敵に與へたる損害重慶軍戦死九千四

百十五、俘虜四百八十八、主要鹵獲品

各種火炮二十五、重輕機八十一、小銃

千十三

2、わが方の損害 百四十六

二、作戰開始以來六月十日までにおける

綜合戦果

1、敵に與へたる損害 重慶軍戦死四萬

五千六百八十五、俘虜六千四百十一、

地上銃砲火による撃墜敵機十四

主要鹵獲品 船舶一萬六千トン各種火

砲百十五、重輕機五百五十二、小銃五

千九百三十七

2、わが方の損害 六百二十一

六月二十三日

勸勞顯功章令(勅令第五二七號)國有鐵

道防空規則中改正(鐵道省告示第二三號)

公布

陸軍司政長官 大達 茂雄

東京都設置準備事務ヲ囑託ス

情報局の機能を強力に發揮する爲めに

左の十氏參與に任命された。

日本新聞會々長(貴議) 田中 都吉

日本放送協會々長(貴議) 下村 宏

大政翼賛會事務總長(貴議) 丸山 鶴吉

日本出版會々長 久富 達夫

讀賣新聞社々長 正力松太郎

松竹社長

毎日新聞社長

朝日新聞社主筆

同盟通信社々長

映畫配給社々長

情報局參與被仰付

六月二十四日

鈔類最高販賣價格指定昭和十六年三月告

示第一六三號中改正(商工省告示第五四

三號)公布

地方財政の再編成及び調査班設置に關

し六月二十四日内相官邸に

△内務省 唐澤次官、古井地方新居國土

兩局長、川井勅任監査官以下關係課長、

監査官△大藏省 迫水總務、植木主計松

隈主稅各局長以下關係課長參集、右調査

に關する兩省の懇談會を開いた結果、ま

づ左記事項につき直ちに調査研究を開始

することに決定した。

一、時局の進展に伴ふ地方歳出の増嵩お

よびこれに對應すべき地方財源の充足

狀況ならびに地方負擔の現状

二、企業整備等重要なる國の施策に伴ふ

地方財政上の影響

三、増産等戦力擴充上必要なる地方施設

の現状及施設計畫の進行狀況

四、地方分與稅制度の運用に關する檢討

六月二十五日

企業整備資金措置法（法律第九五號）石

油專賣法施行令（勅令第五三六號）石油

專賣法戰時特例（勅令第五三七號）日本

證券取引法施行令中改正（勅令第五四一

號）公布

第二回行政查察使として石炭山を中心

としての查察を行ふために左の通任命せ

られた。

内閣顧問 藤原銀次郎

行政查察使被仰付

六月二十六日

石油專賣法施行細則（商工省令第三〇號）

石油賣捌規則（商工省令第三一號）石油

販賣取締規則中改正（商工省令第三三號）

石油配給統制規則中改正（商工省令第三

四號）石油業法施行規則中改正（商工省

令第三五號）農機具最高販賣價格指定昭

和十七年五月告示第二八〇號中改正（農

林省告示第三四七號）公布

大本營發表 ソロン群島方面帝國陸海

軍地上部隊は六月二十日、二十一日、二

十三日、二十五日、來襲せる敵延機數二

百九機と交戦し其の二十七機を撃墜せ

り。

六月二十八日

賃金統制令施行規則中改正（厚生省令第

二四號）胚芽及胚芽粉最高販賣價格指定

（農林省告示第五一號）公布

六月二十九日

統制會勤勞行政職權委讓等ニ關スル件

（勅令第五四六號）日本證券取引所法施

行規則（大藏省令第五五號）銀行等資金

運用令施行規則第四條第一項ノ規定ニ依

り貸付積數金額ニ關スル規定ノ適用ヲ除

外スヘキ貸付元ノ指定（大藏、農林、商

工、内務、大東亞省令第一號）公布

大本營發表 一、帝國陸軍航空部隊は

六月二十日及び二十二日濠洲西北部にお

ける敵空軍基地「ポートダーウィン」を

攻撃せりその狀況次の如し。

1、六月二十日敵戦闘機四十數機と交戦

その二十七機を撃墜し地上にありし三

機を撃破せる外兵舍群の大部及び飛行

場施設を爆碎、數箇所を炎上せしむ、

我方の損害自爆三機なり。

2、六月二十二日戦闘機隊を以て再び進

攻せるも敵飛行機及び對空火器とも我

に應戦するものなく、全機無事歸還せ

り。

二、帝國陸軍航空部隊は六月二十日及び

二十一日「ニューギニア」島「ワウ」附

近敵飛行場を攻撃次の戦果を収めたり。

1、六月二十日「ワウ」において地上に

ありし敵飛行機三機を撃破す、我に損

害なし。

2、六月二十一日「サラモア」附近上空

において敵戦闘機二十數機と遭遇その八機を撃墜三機に損傷を與へたり、我方一機未だ歸還せず。

政府は大東亞戰下戦力増強を核心とする重要施策の滲透徹底を圖るためかねてより官民一體の體制を強化するとともに特に行政部面の機構ならびに機能の刷新に努めて來たが、戦局の推移に伴ひ新なる決戦段階に當面して超重點軍需物資の飛躍的増産を始め過般の臨時議會を通過した企業整備、食糧増産の決戦諸施策の實施を機會に、戦時下ます／＼重要性を加へつゝある地方行政をこの際根本的に刷新強化して官民の接觸點たる第一線行政の綜合調整的運営を圖り決戦下重要政策の透徹に遺憾なきを期することとなり、二十八日の臨時閣議に「地方行政刷新強化に關する件」を附議、安藤内相、森山法制局長官から趣旨を説明し各閣僚から種々意見を述べてこれを決定、同日午後五時半内閣情報局から左のごとくその内

容を發表した。要綱の主なる點は(一)内地を九地方に分け各地方に地方行政協議會を置き、協議會所在地の地方長官をその會長に充て管内の各地方長官始め財務局長、鑛山監督局長、鐵道局長などの特殊地方行政官廳關係官を委員として地方行政の綜合連絡調整に當らしめ(二)地方行政協議會の長たる地方長官は關係地域内の各種行政の綜合連絡調整上必要ある時は關係地方長官に對し必要なる増示をなし(一)特殊地方行政に關しては所管大臣に當該特殊地方官廳に必要な指示をなすことを求め得ることとし(二)關係地域内のこれら各種行政の綜合連絡調整に關する事務を掌らしめるために地方行政協議會の會長の下にその幕僚長たるべき勅任地方參事官を置くものである政府はこの地方行政協議會なる新構想の實現によつて從來とかく指摘されてゐたいはゆる府縣割據の弊を打破し戦力増強を目標とする決戦諸施策の圓滑適切な遂

行と非常事態に處する行政の運営を期することとなつたが、この新機構の運用如何はかゝつてこれが中核となるべき協議會長たる地方長官ならびにこれを輔佐する勅任參事官の手腕にありその意味でこれに伴ひ人事が頗る注目されてゐる。

來月十四日から三日間大東亞會館に開かれる第四回中央協力會議總會は時局下重大な使命を持つに鑑み、翼賛會では前後二回にわたり運営委員會を開いて慎重に準備を進めてゐたが、會議運営の新方針、會議の日程および百五十件の會議員提出議案がそれ／＼決定を見たので、其議長を發表した。

海軍大將 小林 躋造
中央協力會議々長ヲ委囑ス

内閣及び各委員の改任については二十九日の定例閣議において星野内閣書記官長から報告の上同日附をもつて發令せられ夕刻内閣情報局からその顔觸れが左のごとく發表された、委員數は貴族院議員

九十五名、衆議院議員二百六十名、學識
經驗者四十九名計四百四名で前年に比し
貴衆兩院議員は各十七名を増加し學識經
験者は一名を減少、結局總數において三
十三名の増加となつた。

南太平洋方面に航空兵力を頻に増強し
てゐる敵は二十六日早朝コロンペラン島
にコンソリデートットB二四、ダグラス
急降下爆撃機(SBD)P四〇等總計三十
一機が來襲、これに對しわが陸海軍地上
部隊は果敢なる反撃を加へ七機を撃墜、
また同日早朝ニュージョージア島ムンダ
にもSBD、グラマン戦闘機等總數五十
二機が攻撃を加へ來つたがこれまた陸海
軍地上砲火により六機を撃墜した。

獨軍當局發表によれば獨空軍戦闘機隊
は去る二十日から二十六日にいたる一週
間に東部戦線においてソ聯機百七十二機
を撃墜した、同期間における獨軍の損害
十八機、なほ同じく獨軍筋の言明すると
ころによれば東部戦線の獨軍が六月一日

から二十七日までに撃墜したソ聯機は總
數九百四十八機で一日平均三十五機に達
すると。

六月三十日

地方行政協議會令(勅令第五四八號)職
時行政職權特例中改正(勅令第五四九號)

地方參事官臨時設置制(勅令第五五〇號)
恩給法施行令中改正(勅令第五六一號)企
業整備資金措置法施行令(勅令第五六三
號)公布
鈴木 謙吉
任陸軍司政長官

「みんなの誓」

加藤 朝春

- 一、天皇陛下萬歲と
アツツの島を血で染めて
華と散られた兵隊さん
あの發表を聞いたとき
北を睨んで泣きました
二、遙かに皇居伏し拜み
- 三、五條の訓守りつゝ
日本軍の崇高さを
見事示した兵隊さん
その勳を受継いで
この敵きつと破ります